

理由なきボーナスカット

地方苦情処理会議で解決せず、中央苦情処理会議へ！

2014年の夏季手当と昇給で、またも東海労組合員を狙い打ちにしたボーナスカット・昇給カットが行われました。カットされた組合員は現場長に理由を問いましたが「総合的判断」と言われるのみでした。事故もなく理由が分からない組合員は、苦情申告を行いました。7月15日、地方苦情処理会議が開催されました。

会社は10項目の事象を挙げ総合的判断と言うのみでした。事象はいかなる基準で非違行為になったのかと問いただしても、「非違行為」とは言っていない「注意指導」と言っていると回答し、暗闇で勤務査定が決まる閉鎖性が暴露されました。組合員は①何時、どこで、誰が、どの様に注意指導したのか。②明らかに多い添乗回数。③愛労委で明らかになった非違行為の区分のどこに該当するのか。④非違行為の基準について地方では解決できないとして、異議申立を行い中央苦情処理会議での解決を求めました。

<Aさん・Bさんに会社が示した非違行為の具体的な例>

- ・ 出発点呼時、時計の照合を正しくできなかった。
- ・ 乗務カバンの鎖鍵をしていなかった。
- ・ 大垣駅にて逆転機「前」オーライの喚呼をしなかった。
- ・ 出発点呼時、徐行箇所失念防止シールを貼っていなかった。
- ・ 名古屋駅で放送設備の確認をしなかったので注意指導した。
- ・ 終了点呼で次勤務確認を誤ったので注意指導した。

全ての非違行為を5W1Hで明らかにせよ！

明らかに多い添乗回数！

非違行為の区分①②③のどこに該当するか。

注意指導したことが、何の基準により非違行為になるのか。

ボーナスカットは東海労組合員を狙い打ちにしたものです。

名古屋地本は不当なボーナスカットを許さないために組合員とともに進んでいきます。